

資料3

参考資料②(その他)

# 目次

- 1 合併関連三法（合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法）について（中）（「地方自治」2004年8月号）
- 2 アメリカの地方自治（小滝 敏之（平成16年6月20日）「アメリカの地方自治」第一法規株式会社）
- 3 「平成17年度海外調査 都市再生におけるプロジェクト監理と都市デザインを訪ねて～アメリカ合衆国の事例に学ぶ～調査報告書」（財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター）

市町村の合併の特例に関する法律第五条の二十八 合併特例区に対する財源措置

（市町村の合併の特例等に関する法律第四十六条）

（合併特例区に対する財源措置）

第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、合併特例区の財源について規定するものである。

【解説】

合併特例区は、課税権及び起債権能を有さず、合併市町村からの移転財源によつて運営される法人であることから、合併市町村は合併特例区に対して所要の財源措置を講ずる必要がある。

具体的には、規約で定める事務を合併特例区が処理するのに必要な金額を適切に見積もり、毎年度の予算に計上して交付することとなる。ここで、必要性の判断を行うのはあくまでも合併市町村側であり、事実上の摺り合わせはともかく、合併特例区側に予算計上額に直接の影響を及ぼすような権限

は与えられていない。

このようにして合併特例区に移転される財源は、具体的な使途までは特定しないものであるが、合併特例区はこの財源をもとに予算を作成し、合併市町村の長の承認を得る必要がある。仮に、合併特例区の予算において、規約に定められた事務の範囲を逸脱すると認められる使途や合併市町村が予算上見積もっていた使途とは別の使途に充てられることとされている場合などは、合併市町村の長の承認が得られないケースも想定される。

市町村の合併の特例に関する法律第五条の二十九 地方自治法の財務に関する規定の準用

（市町村の合併の特例等に関する法律第四十七条）

（地方自治法の財務に関する規定の準用）

第五条の二十九 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百四条まで、第二百五条（第五号を除く）、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條第二項及び第三項、第二百五条から第二百二十七条まで、第二百一十八條第一項前段、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第五項まで、第二百三十二條第一項、第二百三十二條の

【解説】

1 財務規定準用総論

合併特例区は、従来合併関係市町村が処理していた事務を中心に公共的な事務を処理する特別地方公共団体であり、その財源は、原則としてすべて合併市町村からの移転財源であることから、公金の適切な管理及び予算の適正な執行を担保するため、市町村の財務規定をおおむね準用することとしている。

準用されていない規定としては、合併特例区独自の規定を設ける予算の規定の一部及び決算に関する規定の全部、収入役の存在を前提とした一部の支出に関する規定、財務に関する不服申立ての規定、合併特例区が権能を有しない地方税及び地方債の規定などがある。

なお、使用料、手数料等の徴収については条例制定が必要であることから、合併特例区にはその権能があるかが問題となるが、合併特例区規則で使用料、手数料等について定め、合併市町村の議会の議決に基づく長の承認を得るという手続を経ることによって、条例制定と同じ効果をもたせることとし、これらに関する規定も準用することとしている。

二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の六まで、第二百三十九條から第二百四十二條の二まで、第二百四十二條の三（第三項を除く）、第二百四十三條、第二百四十三條の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【趣旨】

本条は、合併特例区に地方自治法の財務に関する規定を準用することを規定するものである。

2 住民監査請求及び住民訴訟

(一) 住民監査請求の趣旨

住民監査請求及び住民訴訟制度は、納税者の権利を擁護するため、納税者の納付した公金の適正な管理を担保することを主眼とした制度であり、地方公共団体にのみ適用されている。

こうした制度趣旨にかんがみれば、課税権のない合併特例区について住民監査請求制度等を導入することは必ずしも当然ではなく、合併市町村から合併特例区への財政支出について合併市町村に対する住民監査請求制度等の途が開かれていることをもって納税者の権利は守られているとする考え方も成り立ちうる。

(二) 合併特例区における住民監査請求を可能にすることの必要性

しかし、合併特例区は、①合併関係市町村が処理してきた事務の一部等を担い、その事務は、合併特例区が解散した後は合併市町村に引き継がれることも想定される公共性の高いものであること、②特別地方公共団体とはいえ、区域が明確であり、合併特例区協議会の構成員が当該区域に住所を有する者で議員の被選挙

権を有するものから選ばれるなど、区域内の住民を基盤とした運営がなされること、などから、当該区域に住所を有する者による直接的なチェック機能を働かせることは、適切な法人運営の観点から、合理的かつ効果的と考えられる。

なお、特別地方公共団体のうち、地方公共団体の組合、地方開発事業団といった、課税権がなく、また、住民概念が必ずしも明確でないものについても、住民監査請求及び住民訴訟が可能となっており、こうした団体とのバランスからも、合併特例区について住民監査請求等を可能とすることが適当と考えられる。

こうしたことから、合併特例区における住民監査請求及び住民訴訟を可能としたものである。

市町村の合併の特例に関する法律第五条の三十 合併特例区の公の施設

(市町村の合併の特例等に関する法律第四十八条)

(合併特例区の公の施設)

第五条の三十 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならぬ。

3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意を得なければ」と、同条第七項及び第八項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」とあるのは「合併特例区」と、同法第十項及び第十一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の

三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、同条第二項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同条第三項中「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体にあつては議会の議決を経なければならず、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、合併特例区の公の施設の設置及び管理等について規定するものである。

【解説】

1 合併特例区が公の施設の設置及び管理をすること

合併特例区は、旧市町村が従来処理してきた事務のうち、合併後直ちに合併市町村が自ら処理するよりも、当分の間、旧市町村の区域を基礎として旧市町村に代わる主体にその処

理を委ねるほうが、当該事務の効果的な処理に有効で、合併市町村の一体性の円滑な確立に資するものを処理することとしている（具体例については、第五条の一二の解説を参照されたい。）。

そうした事務の中には、公の施設の設置・管理に当たるとがあるが、合併特例区においても、引き続き公の施設として設置・管理することができるよう、本条において手当てするものである。

## 2 公の施設の設置の手續

合併特例区は、特別地方公共団体であり、当然には公の施設を設置する権能を有しないことから、本条においてその権能の根拠を明確にしている。

具体的には、公の施設の名称、所在地を規約に定め、都道府県知事の認可を受けることにより公の施設を設置できるとしている。

これにより、合併特例区設置後に特段の手續をとることなく、旧市町村の公の施設が、引き続き合併特例区の公の施設として設置されることとなる。

なお、合併特例区設置後に新たに公の施設を設置する場合は、規約の変更を行って対応することとなる。

## 3 合併特例区規則で公の施設の管理に関する事項を定めること

合併特例区においては、普通地方公共団体における公の施設の管理條例に代えて、合併特例区規則で公の施設の管理に関する事項を定めることとしている。

なお、この合併特例区規則については、条例に代わる効力を有することから、合併特例区協議会の同意のほか、議会の議決を経た合併市町村の長の承認が必要としている。

市町村の合併の特例に関する法律第五条の三十一 合併特例区の財産の処分等の制限  
(市町村の合併の特例等に関する法律第四十九条)

### (合併特例区の財産の処分等の制限)

第五条の三十一 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

- 一 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産（地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。）を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、

若しくは貸し付ける場合

二 財産を信託する場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

## 【趣旨】

本条は、合併特例区の財産の取得及び処分に係る合併市町村による制限について規定するものである。

## 【解説】

### 1 合併市町村の関与総論

合併特例区は、独立した法人格を有する特別地方公共団体であるが、合併特例区の長も、重要な意思決定に参画する合併特例区協議会の構成員も、住民の直接選挙によって選ばれたものではないことから、合併特例区の民主的正統性の根拠は、それらの者が合併市町村の長により選任されたことに求めることになる。

合併特例区の予算に関しては、その財源は原則として合併

第六八一号 合併関連三法（合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法）について（中）

市町村からの移転財源であり、当然、合併市町村の歳出予算に盛り込まれ、総額レベルでは合併市町村の議会の議決も得ているものであるが、合併特例区協議会の構成員が、住民の直接選挙によって選ばれるものではないことにかんがみ、また、移転財源以外の財源（寄附金など）の使途が適正であるかをチェックするため、予算について、合併市町村の長の承認を要することとしている。ただし、合併市町村にとっては予算の執行の局面であることから、議会の議決までは要しないこととしている。

このほか、決算については、合併市町村の長に報告（合併市町村の長から議会に報告）することとしているなど、重要事項について、合併市町村の関与を定めている（資料2-1参照）。

### 2 財産の取得・処分等の制限

重要な財産の取得・処分等については、それが合併特例区の事務の執行に大きな影響を与えること、合併特例区の解散に当たっては、合併市町村がすべての権利義務を引き継ぐこととなることなどから、地方自治法第九六条第一項第六号の例に倣い、合併市町村の条例で範囲を定め、議会の議決を経た合併市町村の長の承認を要することとしている。

なお、本条第一項第三号の「政令で定める基準」については、市町村とのバランスを考慮し、自治法第九六条第一項第八号の「政令で定める基準」と同様のものとするを想定している。

市町村の合併の特例に関する法律第五十条の三十一 報告等  
（市町村の合併の特例等に関する法律第五十条）

（報告等）

第五十条の三十一 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

【趣旨】

本条は、合併市町村の長が合併特例区に事務の報告等をさせることができることを規定するものである。

例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。  
3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、合併市町村の監査委員が、合併特例区の事務を監査することを規定するものである。

【解説】

合併特例区は、独立した法人格を有する公共団体であり、事業や財務の監査を定期的、又は随時に受ける仕組みを有することが必要である。

しかし、合併特例区は、合併に際し一定期間に限って設けられる法人であり、財源が基本的に合併市町村からの移転財源によるごく限られたものなることから、その担う事務も規模、範囲ともに限定的にすることが想定されるものであり、組織をできるだけ簡素なものとするとも、一方で要請される。

このため、長及び合併特例区協議会の構成員を除き、職員は原則として合併市町村の職員との兼務とされているところ

第六八一号 合併関連三法（合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法）について（中）

【解説】

合併特例区の事務の執行は合併市町村の行財政に少なからず影響を与えるものであることから、その執行状況を確認し、かつ、その適正な執行を担保するために、合併市町村の長は、合併特例区を設置する主体として、合併特例区に事務を報告させ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができることとしたものである。

また、第二項では、合併特例区の事務処理が法令に違反している等の場合に、合併市町村の長が是正の指示を行うことができることを定めている。合併特例区は、この指示に従わなければならないものである。

市町村の合併の特例に関する法律第五十条の三十三 合併特例区の監査

（市町村の合併の特例等に関する法律第五十一条）

（合併特例区の監査）

第五十条の三十三 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特

である。

こうしたことから、合併市町村の監査委員をして合併特例区の監査を行わせることとしている。

市町村の合併の特例に関する法律第五十条の三十四 合併特例区の解散

（市町村の合併の特例等に関する法律第五十二条）

（合併特例区の解散）

第五十条の三十四 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（政令で定める場合に限る。）に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。

【趣旨】

本条は、合併特例区の解散事由及びその手続のほか、権利義務の承継について規定するものである。

【解説】

1 合併特例区の解散事由

合併特例区は設置期間の満了により、当然に解散する(第一項)。

また、合併特例区が属する市町村が他の市町村と合併すること等に伴い合併特例区を存置することが適当でなくなるケースが想定されることから、合併特例区の属する市町村の廃置分合又は境界変更のケースで政令で定める場合は、当該合併特例区は解散する(第二項)。  
〔政令で定める「場合」のイメージ〕

- ・ 合併特例区が属する市町村が他の市町村と合併することに伴い当該合併特例区の区域を包括する新たな合併特例区が設置される場合
- ・ 境界変更により、合併特例区の区域の全部が他の市町村の区域となった場合

2 権利義務の承継

第一項の事由で合併特例区が解散したときは、当該合併特例区の一切の権利義務は合併市町村が承継する。これは、合併特例区から合併市町村への事務の円滑な移行を確保すると

ともに、最終的に合併特例区の債務を合併市町村が引き継ぐことを保証することにより、合併特例区の円滑な運営が図られるという意義がある。  
第二項の事由で解散する場合の権利義務の承継については、政令で定めることとしている。

市町村の合併の特例に関する法律第五条の三十五 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則  
(市町村の合併の特例等に関する法律第五十三条)

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)  
第五条の三十五、合併特例区の長は、第五条の十七第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三項及び第四項、第五条の二十三において読み替えて適用する同法第四条の二第二項、第二項第三号及び第四項並びに第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律第五条の三十六 合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則  
(市町村の合併の特例等に関する法律第五十四条)

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)  
第五条の三十六、合併特例区の長は、第五条の三十第二項、第五

- 条の十五第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四
- 条第二項及び第三項並びに第二百四十二条の二、第五条の十八第七項において読み替えて準用する同法第二百三十二条第二項及び第五項並びに第二百四十二条の二、第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第五条の三十第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

【趣旨】  
第五条の三五及び第五条の三六は、合併特例区協議会の同意のみを要する合併特例区規則並びに合併特例区協議会の同意と合併市町村の長の承認の両方を要する合併特例区規則の別について規定するものである。

【解説】

1 合併特例区規則

合併特例区規則は、合併特例区の長が、その権限に属する事務に関し、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて制定することのできる定めであり、市町村における条例及び規則に相当するものである。

合併特例区規則の制定権者は合併特例区の長であるが、この法律の定めるところにより、合併特例区規則の制定に当たって、①合併特例区協議会の同意を要することとしているもの、②合併特例区協議会の同意を得た上で合併市町村の長の承認を要することとしているものがある(資料2-2参照)。

2 合併特例区協議会の同意

1の①及び②は、基本的には準用された自治法の規定にお

# アメリカの地方自治

## 住民主導の特定区の設立

住民の「請願(ピティション)」が、最も一般的な特定区設立の第1段階である。「請願」については、州法上、「登録有権者」あるいは「土地所有者」のいずれか、あるいはその両者の要件が求められているのが通例である。例えば、イリノイ州では「有権者」の要件が、ミズーリ州では「土地所有者」の要件が、ネブラスカ州ではいずれか一方の要件が定められている。「請願」には「署名簿」が添付されなければならないが、署名数の要件は「有権者」や「土地所有者」など20人以上あるいは3%以上と緩やかなものもあれば、5000人以上または過半数を要求する厳しいものなど、州によりまた特定区の種類によってさまざまである。「土地所有者要件」も、1000ドル以上、2000ドル以上など具体的に定められている例もある。「署名簿」は、「特定区」創設予定区域のカウンティの「理事会」もしくは管轄区域裁判所の「首席判事」に提出され審査を受けるが、州政府の関係部局に提出を求めるところもある。更に「署名要件」が通過した場合、①「住民投票」に付される場合と、②署名受理期間あるいは関係機関の「命令」により設立される場合の2通りがある。「住民投票」の場合、通常、投票者の過半数が必要要件とされているが、稀に3分の2や4分の3の特別多数を要求しているところもある。

## 自治体法人化の実質的要件

「未法人化区域」が「自治体法人」になるためには一定の資格要件が必要であり、また、一定の設立手続を踏まなければならない。自治体法人になるための必要条件について一定の基準が大半の州法で定められているが、その内容は州によって大きく異なる。政府間関係諮問委員会(ACIR)の報告書によれば、「新しい地方政府単位として自治体法人化するために課された制限条項」を有する州が、1990年時点で40州となっている。

制限条項は大きく4種類に分類され、①「必要最低人口(minimum population required)」が36州、②「必要最低面積(minimum area required)」が17州、③「既存自治体からの必要最低離隔距離(minimum distance from existing units required)」が16州④「必要最低従価税標準(minimum advarolem tax base required)」が6州となっている。例えばアラバマ州では300人以上、アリゾナ州では1500人以上とされ、また、フロリダ州では1エーカー当たり平均1.5人の最低密度が必要とされ、ジョージア州では他の自治体から最低3マイル以上離れたコミュニティでなければ自治体法人になることができないものとされている。

更に、自治体法人として設立する「領域」は切れ目がないこと、すなわち飛び地が含まれていないこと、明確に確認し得るような境界を有していること、地理学的・社会的・経済学的・政治学的観点から見た「地域共同社会(コミュニティ)」を形成していること等の要件が定められている場合がある。



# アメリカの地方自治

## 自治体法人設立の通則的要件

(中略)

大半の州では、自治体法人の設立に当たって住民による「請願(petitions)」が要件とされているが、「請願(ピティション)」を行うためにはあらかじめ一定の「署名」を収集する必要がある。「請願」には「署名簿」が添付されることとなるわけである。この場合、「請願」を提出するのに必要な「署名人」の人数(通例、地域内有権者の一定比率以上の署名が要件とされている)のみならず、「住民」でありさえすればよいのか、「住民」かつ「土地所有者」でなければならないのか、あるいは「住民」でない「財産所有者」すなわち「不在地主」でもよいのか等、「署名人」の資格も問題となる。これらのほか「署名の期限(期間)」や「署名の取消しの可否」等に関する規程が、各州法上設けられている。

「請願」には通常、創設予定自治体の境界線(管轄区域)の説明書・地図・人口データを添付することが求められている。州によっては提案により影響を受ける者に対して「告知」を行うことが要求されている場合も見られる。「告知」の内容や方法(通常は新聞への掲載であるが、郵送や掲示の場合もある)についても州法で規定されている。通常住民の「投票」に付する前に、カウンティもしくは州の所管委員会により「請願」に係る提案プランが「承認」を受けなければならないものとされている。承認期間は州によって立法機関の場合もあれば行政機関の場合もあり、常設機関の場合もあれば臨時機関の場合もある。また「承認」するほか「勧告」する場合もある。法人化の「請願」に対して一定数の住民から異議申立てが出された場合などに対応するため、「裁判所の承認」を求められているところもある。

自治体創設の最終案は「勧告」等により当初案と変わってくることもあるが、いずれの州においても、「請願」に係る提案プランは必ず住民投票に付されるべきものとされている。また、「ホームルーム自治体」の場合には、通常「自治憲章(home-rule charter)」の草案が示された上投票に付されることとなるが、カリフォルニア州では「法人設立」と「憲章制定」についてそれぞれ住民投票に付す2段構えの方式となっている。

出典:小滝 敏之(平成16年6月20日)「アメリカの地方自治」第一法規株式会社

## 財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター 「平成17年度海外調査 都市再生におけるプロ ジェクト監理と都市デザインを訪ねて～アメリカ 合衆国の事例に学ぶ～調査報告書」より

### ニューヨーク

ニューヨークは、アメリカ東部、ニューヨーク州の東南部に位置するハドソン川河口の港湾都市で、人口は約800万人(2000年)に上り、アメリカ最大の都市である。

白人、黒人、インド系、アジア系などが混在して居住していることから、人種のルツボとも言われている。政治的には1946年から国連本部がここに置かれ、経済的にはウオール街に世界最大の株式取引所、国際的な金融機関が集中している。アメリカのシンボルとなっている「自由の女神」像のほか、ブロードウェイの演劇・ミュージカル、ジャズ、フアッシュョンなど世界の先端を行くものが多くあり、毎年2,500万人もの観光客が訪れる。都市景観としては、「スカイスクレーパー」と呼ばれる連続した高層建築が有名であり、その背景にはインセンティブゾーニングなどの各種ルールが存在がある。2001年9月11日、同時多発テロによってワールドトレードセンターが破壊され全世界に大きな衝撃を与えたが、現在、再建に向け動き出している。

### ■都市再生プロジェクトの監理、都市デザインに関する調査のポイント

ニューヨークにおいては、中心市街地の荒廃と治安の悪化に対処するため、「ビジネス・インクルーブメント・デザイントリクト」(Business Improvement District)以下、BID)が組織化され、市街地活性化のための活動を行っている。BIDは、ミッドタウンの観光振興や、ダウンタウンにおける9・11テロ後の復興活動にも大きく寄与している。

今回の調査においては主に、

- ① ミッドタウンにおけるBIDの活動状況
- ② ダウンタウンにおける都市デザインとプロジェクト監理

について、担当者との意見交換や現地視察等を通じて、実態の把握と整理を行った。

### ■ミッドタウンにおけるBIDの活動状況

#### (1) BID制度の概要

##### ①制度の特徴

BIDとは、区内の不動産所有者から負担金として一定額を徴収し、その資金を直接地域の活性化に活用する制度である。ニューヨーク市内には、観光客が多く集まるタイムズスクエア周辺やワールドトレードセンターのあったローウマンハッタン地区をはじめ、50のBIDが存在しており、それぞれの地域が自らの手法で地区の活性化を行っている。

本制度の大きな特徴は、地区改善のための費用を受益者である地区内の不動産所有者が負担し、この負担金を地元自治体が徴収することである。言い換えれば、BID制度とは地区改善のための組織づくり及び資金調達の仕組みであり、官民のパートナーシップによる地域活性化手法であると言える。

##### ②活動内容

BIDの活動内容は、地区内の公共空間のメンテナンスや安全の確保、PR活動など、通常の行政サービス以上のサービスをBIDが独自に行っており、規模の大きなBIDは、地区独自のマーケティングや地区内無料循環バスの運行なども行っている。タイムズスクエアで毎年開催される有名な大晦日のカウントダウンも、BIDが市とともに実施しており、その活動範囲は広い。以下に主な活動について列挙する。

- 公共空間のメンテナンス
- ・歩道の清掃や落書きの消去、除雪・草刈等の景観維持。
- 不法な落書き等から建物所有者を守る弁護活動を行う都市もある。
- 安全の確保
- ・パトロール要員による警備やパトロール、ホームレスへの対応。道案内など街のサインを兼ねるものもある。

- PR活動
  - ・都市のイメージアップを図るためのキャンペーンやイベント、広告宣伝。
  - テナントの誘致・相談
    - ・商業リースの空き物件の情報収集やリスト作成・情報発信、テナントの誘致。地権者やテナントと定期的に会合を持つ地区もある。

- その他
  - ・フアザード整備、駐車場の整備や運営、無料バスの運行等。宿泊施設を扱うものもある。

③BIDの運営について  
BIDの設置には州法の規定が必要であり、州法では設置手続きや負担金の算出方法、徴収方法等が定められている。従って、その運営については州により異なっているが、多くが地元代表から成る非営利の地区運営組合により行われている。概要について以下にまとめる。

- 1) 運営主体  
BIDの運営形態は大きく分けて2つあり、1つはBID地区内の不動産所有者や商業者の代表者、住民の代表等で構成される地区運営組合がBIDを直接運営するタイプ、もう1つは地元自治体が直接BIDを運営するタイプであるが、多くの州では前者の形態を選択している。地区運営組合がBIDを運営している州では、市町村が不動産所有者からの負担金を徴収し、それを地区運営組合に交付している。同組合は非営利団体(NPO)としての認定を受けており、この民間組織を通じ、受益者である地区の住民等が自ら地区を改善していく点がBIDの大きな特徴である。

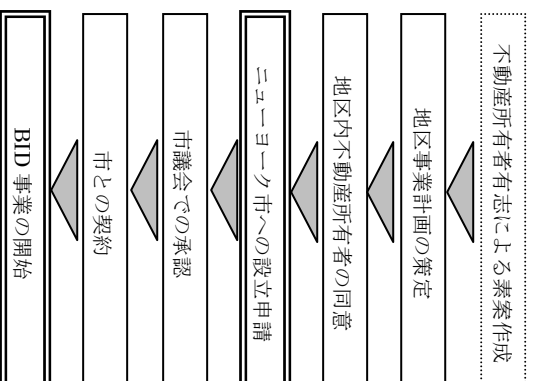
- 2) 負担金  
不動産所有者への負担金はアセスメント(Assessment)と呼ばれ、地元自治体がBIDに代わって徴収する。負担金の額は、地域の改善に必要な費用を産出し、そこから各BIDが定めた算定方法によって各不動産所有者に割り振

られる。BIDによっては、地区内の商業系不動産に対してのみ負担金を課している例や、住居系不動産所有者からは一定額のみ徴収している例もある。負担金の額や負担割合等は各BIDが決定し、これらの負担金は市町村の財産税に上乘せされて課税され、税金と同様に滞納に対する罰則も厳しい。

#### ③BID設立までの流れ

BIDの設立手続きはそれぞれの州法で規定されている。州により若干の違いはあるが、ニューヨーク州における流れは下図に示す通りである。どの州もBID設立には地区内の不動産所有者の同意を条件としており、一般的には、地区内における課税対象不動産の総評価額に対し、過半数から3分の2の同意を求める州が多い。

ほとんどの州では、BID設置のために地区事業計画を定めることが義務付けられており、同計画には、BIDの設立目的、活動内容、財源、役員の構成等が明記され、BIDのマスタープランとも呼べるものとなっている。州によっては、定期的に地区事業計画の見直し期間を設定しているところもある。また、設立手続きと同様にBIDの活動内容についても州法で定められており、BIDに与えられる権限は厳格に規定されている。



【ニューヨーク州におけるBID設立までのフロー】